

## 令和2年度熊本県立矢部高等学校文化部活動に係る活動方針

### 1 本校の文化部活動

林業（測量）・吹奏楽・文芸・漫研・百人一首（芸術）・食農（生活・園芸）・茶道・珠算・ワープロ

### 2 目標

- (1) 生徒が豊かな学校生活を送りながら、人格を形成していくという文化部活動の基本的意義を踏まえ、結果や成果の追求のみに陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重し、芸術文化等の多様な活動機会において、一人一人が自主的・計画的に活動し自己実現できるような運営に努める。
- (2) 心身の健全な成長を促す観点から、活動日数や1日当たりの活動時間、休養日の適切な設定を行う。また活動の実施に当たっては、生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行うなどして生徒の健康・安全に配慮した運営に努める。

### 3 活動日、活動時間

#### (1) 活動日

- ア 1週間の活動日は、5日以内とする。このうち、毎週水曜日は原則完全休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期考査の1週間前からは、活動を中止とする。但し、定期考査終了後3週間以内に大会参加等を控えている場合は、「考査時活動許可願」を提出し、校長の許可を得た場合のみ活動を許可する。
- ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、原則、活動しないこととする。但し、閉庁日最終日から3週間以内に大会参加等を控えている場合は「閉庁時活動許可願」を提出し、校長の許可を得た場合のみ活動を許可する。

#### (2) 活動時間

- ア 平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。なお、原則朝活動は行わない。
- イ 完全下校時間を厳守する。

#### (3) 完全下校時間

- |               |       |
|---------------|-------|
| ア 平日          | 19:30 |
| イ 休業日及び長期休業期間 | 18:00 |
| ウ 考査時特別許可     | 18:00 |
| エ 閉庁時特別許可     | 18:00 |

#### (4) 共通の休養日

- ア 毎週水曜日
- イ 定期考査前及び定期考査中の一定期間
  - ① 5月19日 ～ 5月28日（1学期中間考査） 9日間
  - ② 6月26日 ～ 7月 8日（1学期期末考査） 12日間
  - ③ 9月30日 ～ 10月 9日（2学期中間考査） 9日間
  - ④ 11月20日 ～ 12月 2日（2学期期末考査） 12日間
  - ⑤ 2月 5日 ～ 2月17日（学年末考査） 12日間

ウ その他

8月12日	～	8月15日	(夏季学校閉庁日)	4日間
12月29日	～	1月3日	(冬季学校閉庁日)	6日間

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた活動日・活動時間

ア 休養日

生徒の実態、大会の特性及び大会のスケジュール等の観点から、次の文化部については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

「 該当文化部活動なし 」

イ 活動時間

生徒の実態、大会の特性及び大会のスケジュール等の観点から、次の文化部については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

「 該当文化部活動なし 」

ウ その他

大会スケジュール等により、活動時間の延長や朝活動の実施ができるものとするが、この場合、希望する文化部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 大会等への参加

文化部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した「参加伺」を校長に提出し、承認を得る。

5 その他

(1) 文化部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。保護者会を有する文化部については、保護者会にて決算報告を実施し、校長へ報告する。

(3) その他

文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。